

郡山市告示第467号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当する区域である。

平成25年12月18日

郡山市長 品川 万里

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

郡山市田村町

金屋字冬室91番1、91番2、83番1、118番1

上行合字辰ノ尾10番、13番

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

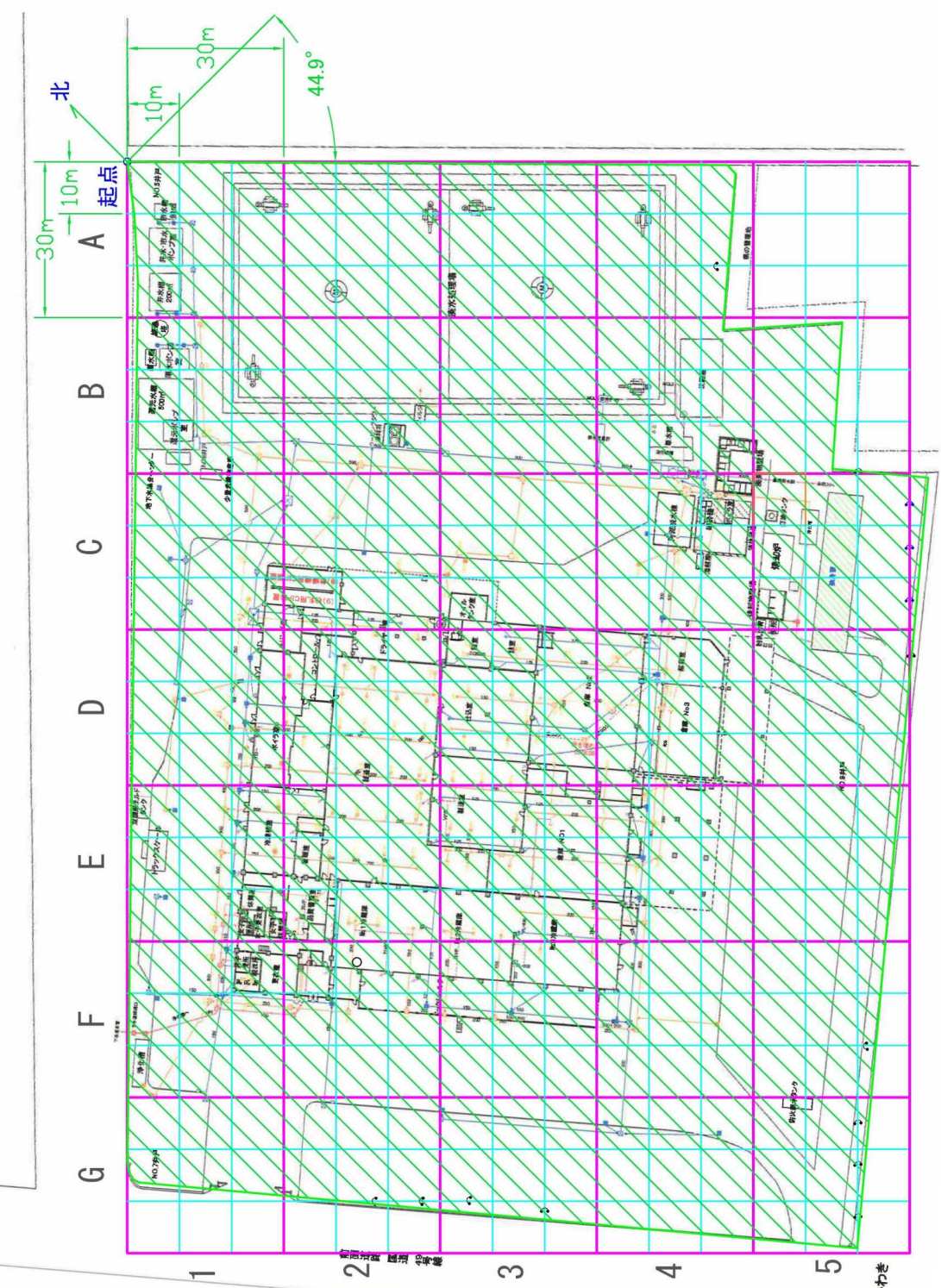
（1）砒素及びその化合物

（2）ふっ素及びその化合物



至ル 会津

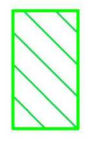
至ル いわき



<凡例>



敷地境界



形状変更要届出区域
(自然由来特例区域)

対象物質: ふっ素及びその化合物
砒素及びその化合物

起点

起点は郡山市田村町上行合
字辰ノ尾13番の最北端
とする。

格子の回転角 44.9度

起点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されている
格子を、起点を中心として右回りに回
転させた角度を示す。